

令和4年度 第2回 首里城公園管理体制構築検討委員会

【資料1】首里城公園の概要

- ・首里城復元・復興の取組状況
- ・首里城公園の管理許可等

首里城復元・復興の取組状況(令和4年(2022年)9月～令和5年(2023年)2月)

主な取組状況 (令和4年9月以降)

令和4年(2022年)9月

- ・ 木材倉庫・原寸場、見学デッキの完成

令和4年(2022年)10月

- ・ 工事警備室の警備業務開始
- ・ 木材倉庫へ大径材の搬入開始
- ・ 復興展示室の展示入替、首里杜館B1の改修 (暫定供用)
- ・ 首里城復興祭の開催 (2022/10/29～11/3)
- ・ 令和首里城復興イベント「木曳式」の開催 (2022/10/29～11/3)

令和4年(2022年)11月

- ・ 首里城正殿復元整備工事の起工式を開催(2022/11/3)
- ・ 首里城復元における技術継承・人材育成に係る連携協定を締結

令和4年(2022年)12月

- ・ 木材倉庫壁面の首里城正殿グラフィックの完成

令和5年(2023年)1月

- ・ 首里城うるし塗り原料”ニービの粉”製作ボランティア
- ・ 首里城復興基金(寄附金)を活用した県調達の大径材の搬入開始

令和5年(2023年)2月

- ・ 首里杜館B1ガイダンスホールの完成



「木曳式」木遣行列



技術継承・人材育成に係る連携協定
沖縄総合事務局・沖縄県
沖縄美ら島財団・沖縄県立芸術大学



県調達の大径材の搬入

木材倉庫・原寸場の完成（令和4年9月）

- ・ 御庭に建設されている木材倉庫は、令和4年9月末に完成し、10月12日より木材倉庫に木材が搬入された。
- ・ 調達木材（大径材）については、首里城現場内の木材倉庫にて、複数回に分けて納入する予定である。

■木材倉庫・原寸場の概要

木材倉庫・原寸場は正殿に使用する木材を保管し、加工する施設。北側には原寸場があり、特殊な形状の部位を原寸の大きさに作図する場所。

構造：鉄骨造2階建て

床面積：1階床面積：1,318.79㎡ 2階床面積：844.54㎡

延べ床面積：2,163.33㎡



木材倉庫外観



木材倉庫・原寸場（ドローン撮影／1月30日）



木材倉庫室内

首里城復興展示室の展示入替（令和4年10月）

- ・首里城御内原エリアにオープン(令和2年(2020年)10月)した展示室の展示内容をリニューアル。
- ・獅子瓦などの残存物の展示やVTR「首里城復興へのあゆみ」に加え、首里城正殿の工事の進捗にあわせて、木材、瓦、石材、漆(塗装)等のテーマで解説パネルや実物の素材等を展示。



復興展示室 全体



獅子瓦（残存物）



解説パネル



展示（木材関係）



展示（瓦類関係）



展示（漆・塗装関係）

木材倉庫へ構造材（大径材）の搬入開始（令和4年10月～）

■立ち会い（搬入時）検査状況＜1回目＞

1. 検査日等

- ・ 検査日：令和4年10月12日
- ・ 場 所：木材倉庫＜首里城城郭内＞

2. 検査内容

立ち会い（運搬前）検査により、品質基準を満たしていると判定され、木材倉庫へ搬入されたものを対象に検査を実施。

- ・ 今回検査対象：107本（※）
（総本数356本）

- ・ 対物検査：
 - （含水率測定）立ち会い検査（運搬前）時に測定した木材
 - （目視検査） 検査対象となる全ての木材
- （※）立ち会い（運搬前）検査対象110本のうち、品質基準を満たしていると判定されたもの。



倉庫内の様子
（検査対象材配置＜107本＞）



目視検査の様子①



目視検査の様子②



目視検査の様子②



目視検査の様子（きずの確認）



検査後、保管の様子（2階）

原寸場見学エリア・見学デッキの供用開始（令和4年10月～）

- ・木材倉庫に隣接し、令和4年10月1日に原寸場見学エリアが供用された。
- ・一般利用者は見学窓より原寸場内を見学可能となっている。



① 広福門前からみる木材倉庫・原寸場



② 原寸場見学エリアの状況



③ 解説版



④ 原寸場の様子
(ガラス越しに内部が見える)



⑤ 原寸場の様子
(ガラス越しに内部が見える)



⑥ 見学デッキ
(奥のテントが正殿跡)

木材倉庫壁面の首里城正殿グラフィックの完成（令和4年12月）

- ・木材倉庫壁面（奉神門側）に復元される正殿と御庭（うなー）空間のイメージを描いた首里城正殿グラフィックが完成。



首里城正殿グラフィック



奉神門（有料区域入口）からの見え方

首里城復興基金(寄附金)を活用した県調達の大径材の搬入開始 (令和5年1月～)

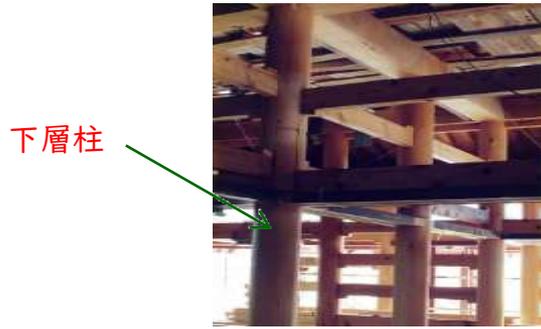
■ 県調達の樹種

うち、今回搬入(R5.1)は57本

ヒノキ 柱(下層・上層)用 165本、小屋丸太梁用 4本

イヌマキ 向拝柱用 7本(予備材含む)

オキナワウラジログシ 小屋丸太梁用 3本(予備材含む)



下層柱



向拝柱

■ 正殿内部 (前回復元時)



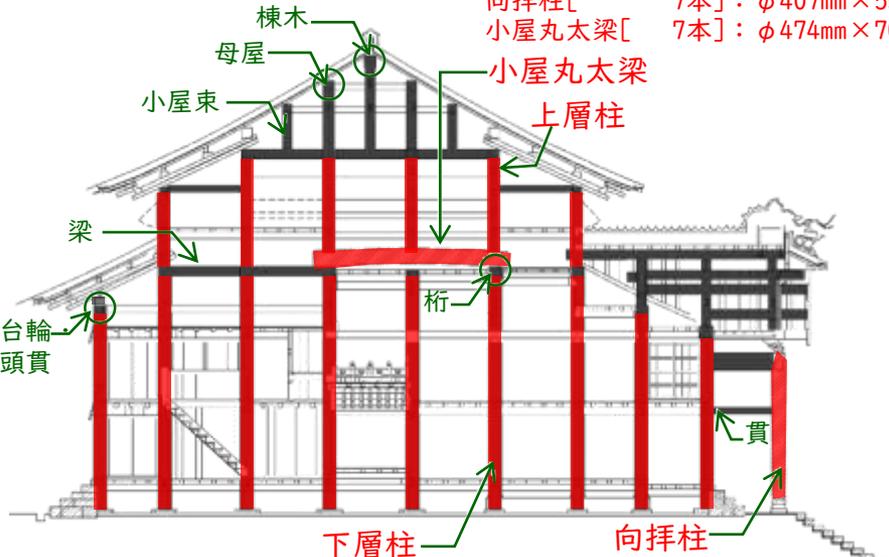
小屋丸太梁

2階御差床

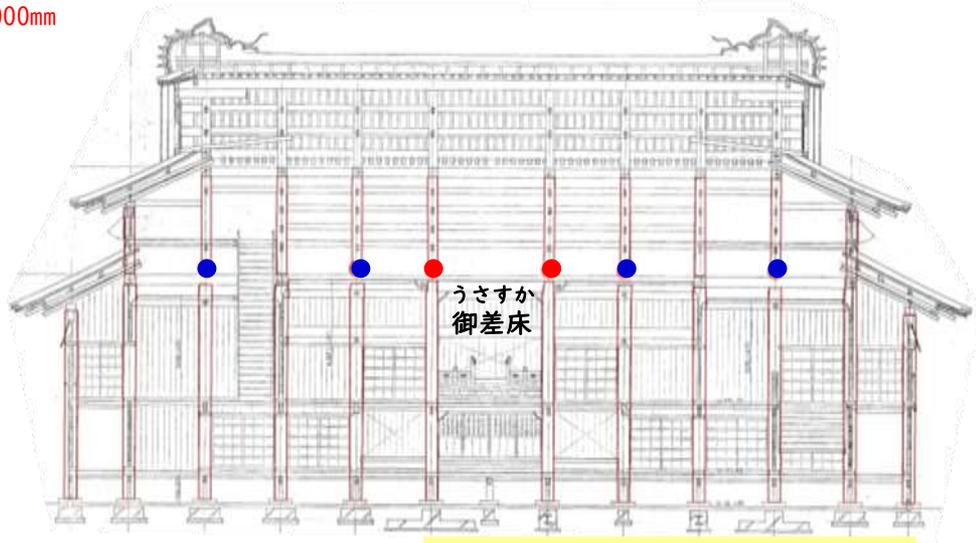
■ 2階御差床と小屋丸太梁

【凡例】 県調達範囲を赤塗り 県調達木材[合計 179本]: 製材(引き立て)寸法

上層柱	[64本]	: φ 343mm × 3000~4000mm
下層柱	[101本]	: φ 404~419mm × 4000~8500mm
向拝柱	[7本]	: φ 407mm × 5500mm
小屋丸太梁	[7本]	: φ 474mm × 7000mm



■ 側面図



■ 正面図

● オキナワウラジログシ ● ヒノキ

首里杜館ガイドンスホールの完成（令和5年2月）

- ・首里杜館は、首里城公園の見学の始点となる場所であることから、公園全体のガイドンス機能の強化のため、改修及びコンテンツ等の制作。
- ・「ビジターロビー」から「ガイドンスホール」へ名称を改め、令和5年2月に全面オープン。



インタラクティブプロジェクションマッピング
D3-2/床面投影プロジェクター



王都首里街並模型/解説動画等
D5/100型4Kモニター(2台)



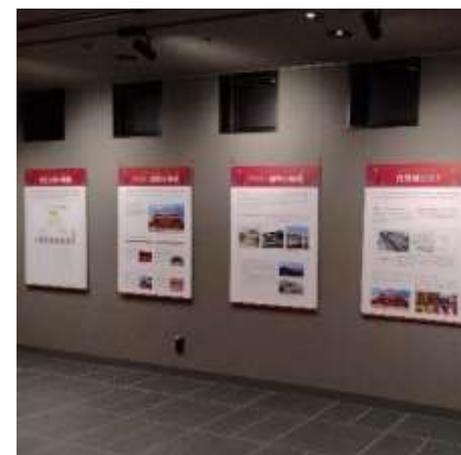
歴史文化の解説動画等
D7/天吊プロジェクター



サイン/守礼門方向への誘導
D2-2/3Dホログラム



街並模型への誘導
D2-1/3Dホログラム

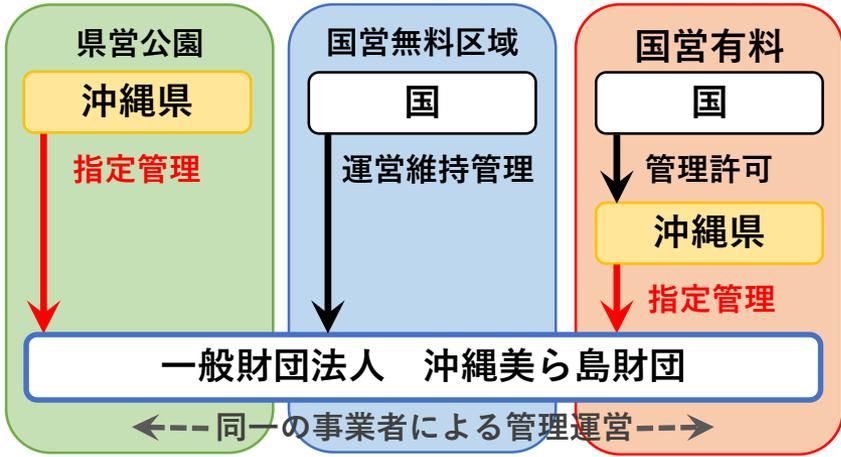


琉球王朝（常設展）
A-1/パネルボード

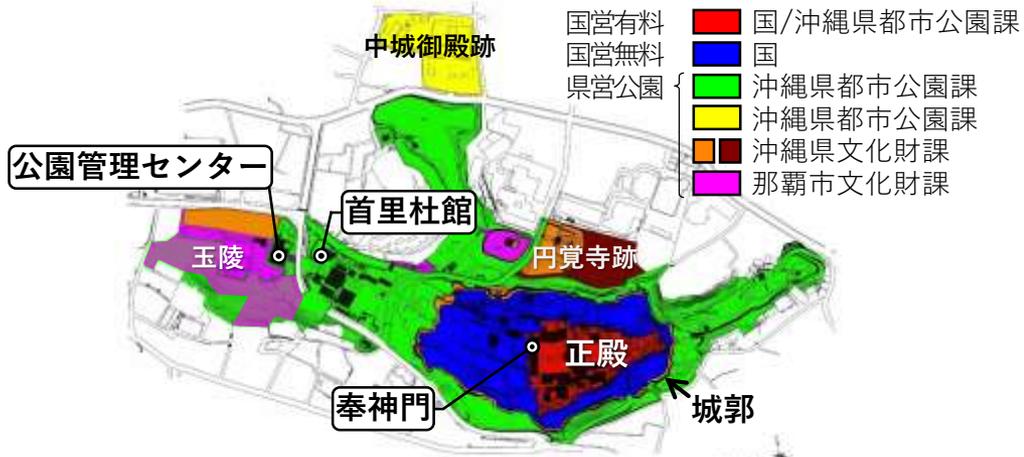
首里城公園の管理許可等

- ・ 沖縄県は、国営沖縄記念公園内施設（首里城正殿等）について、正殿完成前である令和8年（2026年）3月31日まで、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を受けた。
- ・ 首里城正殿等及び県営首里城公園について、県の条例に基づき、公募し、議会の議決を経て、指定管理者（（一財）沖縄美ら島財団）を指定した。

年度	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9以降 2027以降
管理許可 (正殿等)	H31.2.1				R5.1.31	R5.2.1		R8.3.31		
指定 管理	正殿等 H31.2.1				R5.1.31	R5.2.1		R8.3.31		
	県営 H31.4.1				R5.3.31	R5.4.1		R8.3.31		
委託 国営無料	H31.2.1				R5.1.31				R9.1.31	
正殿工程概略			基本設計	実施設計	着工	工事中	工事中	工事中	正殿完成 予定	

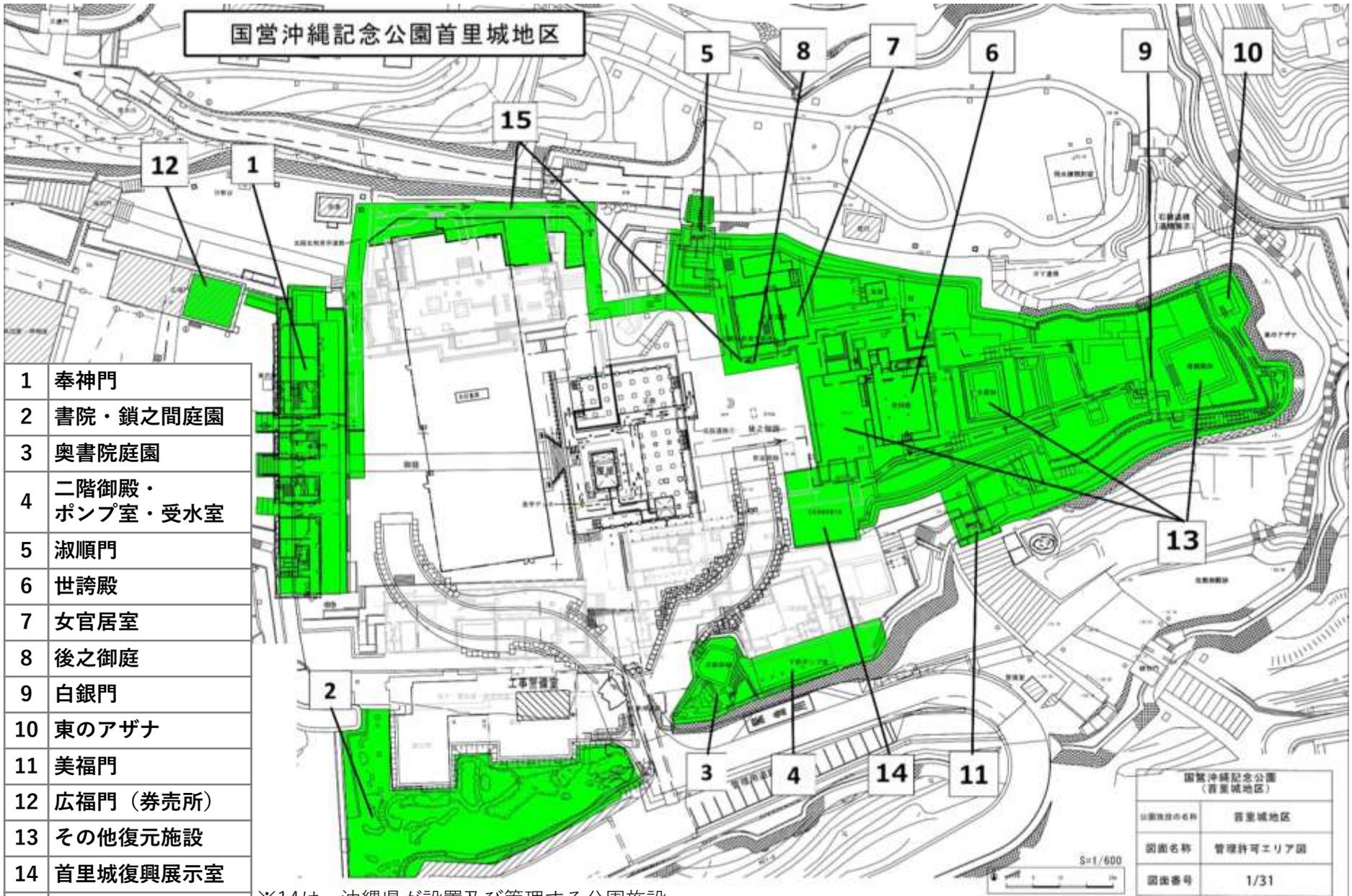


首里城公園の管理運営状況



首里城公園の管理区分図

国営沖縄記念公園（首里城正殿等） 管理許可区域図（令和5年2月～）



1	奉神門
2	書院・鎖之間庭園
3	奥書院庭園
4	二階御殿・ポンプ室・受水室
5	淑順門
6	世誇殿
7	女官居室
8	後之御庭
9	白銀門
10	東のアザナ
11	美福門
12	広福門（券売所）
13	その他復元施設
14	首里城復興展示室
15	北殿北側見学通路・原寸場見学エリア

※14は、沖縄県が設置及び管理する公園施設。

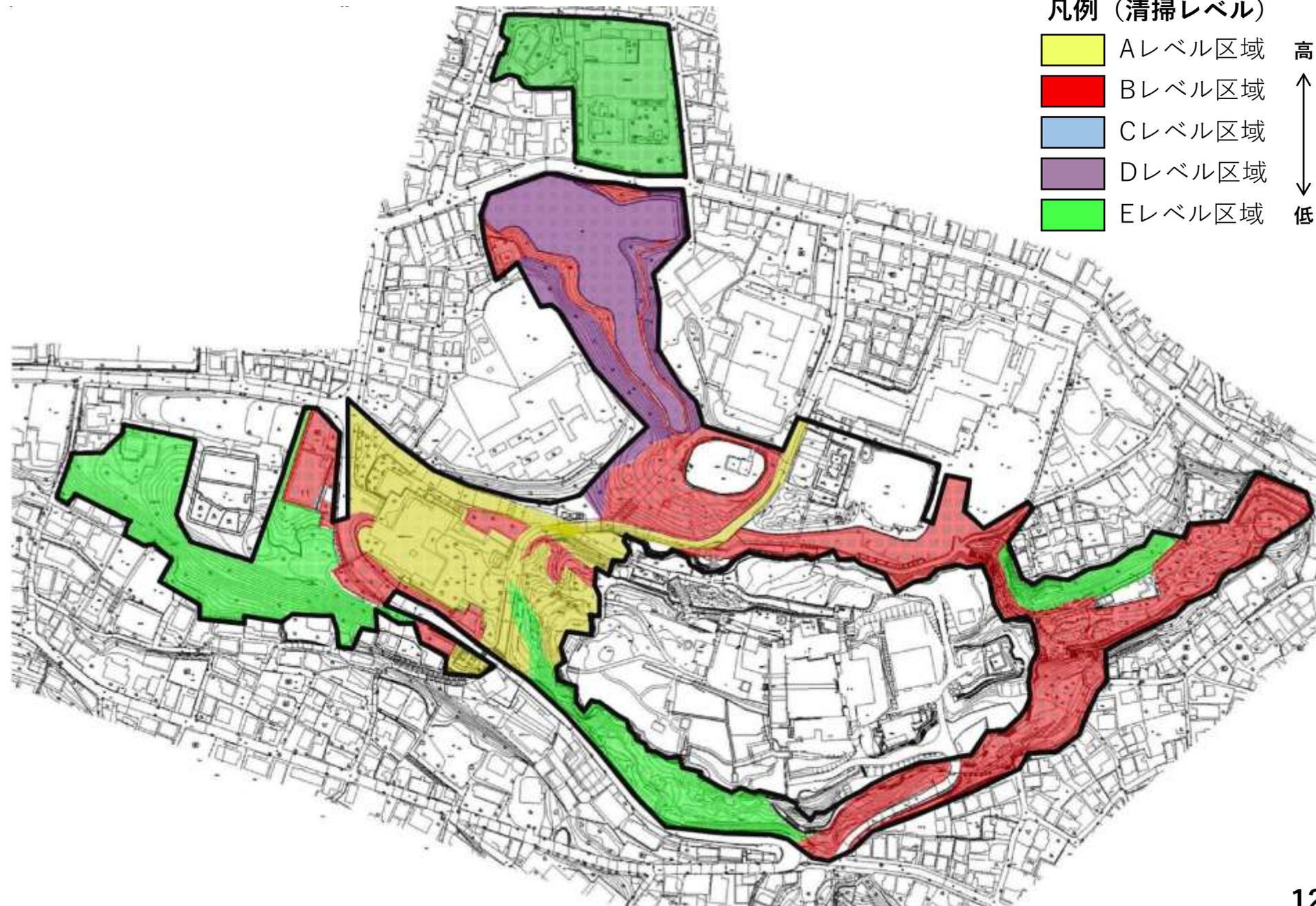
1~13、15は、国営沖縄記念公園管理者内閣府沖縄総合事務局が設置し、沖縄県が管理する公園施設。

県宮首里城公園 管理区域図 (令和5年4月～)

凡例 (清掃レベル)

- Aレベル区域
- Bレベル区域
- Cレベル区域
- Dレベル区域
- Eレベル区域

高
↑
↓
低



今回の設置管理許可・指定管理の主なポイント（防災・防火関連）

■国営エリア・県営エリアの連携

- ・管理の期間は、正殿完成時を含まない期間とするとともに、首里城正殿等と県営の終期を揃え、令和8年3月31日までとした。

※首里城正殿等は3年2ヶ月間、県営首里城公園は3年間

<参考> 海洋博覧会地区内施設の管理の期間は、R10.3.31までの5年2ヶ月間

- ・同一事業者による管理運営ができるよう一括で公募した。（仕様書及び要求水準書は各々作成）

■防災・防火対策

- ・募集要項及び仕様書に防災関連の項目を盛り込んだ。

※火災の早期発見の体制づくりや防災関連の計画策定、訓練における連携の明確化、防災関連の人材確保等

■参入機会の拡大

- ・業務実績に関する要件を緩和を行った。

<参考> 【管理運営仕様書/要求水準書】 業務内容

沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区施設）管理運営仕様書 ※今回(R5.2.1～R8.3.31)

第2章 業務内容

第12条 業務内容及び業務対象

指定管理者は、首里城正殿等を対象として、本条各号に記載された管理事項及び別途定める要求水準書に記載された管理水準の達成を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。

<業務内容> (略)

<業務内容の細目>

2. 運営業務

(7) 利用者案内・警備業務

施設利用者の案内や苦情・要望、迷子、盗難、事故、拾得物・遺失物、火災の早期発見及び初期消火、災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築し、下記の対応を実施する。

○多様な利用者サービス ○適切な案内員配置 ○警備業務 **○園内巡視及び監視業務**

第13条 業務実施体制

1. 業務実施体制の整備

(2) 管理体制の整備

日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、迷子、盗難、事故、拾得物・遺失物、火災の早期発見及び初期消火、災害等非常時における緊急対応等が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築する。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区施設）の管理運営要求水準書 ※今回(R5.2.1～R8.3.31)

【2. 運営業務】

第4章 運営業務に対する要求水準

第8条 運営業務

(7) 利用者案内・警備業務

施設利用者の案内や苦情・要望、迷子、盗難、事故、拾得物・遺失物、火災の早期発見及び初期消火、災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築し、下記の対応を実施する。

1) 利用者案内・警備業務

- ①多様な利用者サービス提供を行う。
- ②適正な案内員の配置を行い、利用者へのニーズに対応する。
- ③業務実施に必要な警備業務を実施する。

第4章 指定管理区域内の安全管理

第22条 安全管理

1. 首里城正殿等における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に施設利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、首里城正殿等の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、指定管理者の責任において常に善良なる管理を行うこと。**特に防災・防火対策にあたっては、訓練や自己点検・評価を通じ継続的な改善が図られるよう取り組むとともに、県が策定した「首里城公園管理体制構築計画（令和4年4月）」及び同計画に基づき今後検討される具体的な取組について真摯に取り組むこと。**
また、「国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領（平成21年7月29日沖縄総合事務局）」及び「国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細則（平成21年10月5日沖縄総合事務局）」等に則った対応を図ること。
2. 新型コロナウイルス感染症のような感染拡大の恐れのある感染症等の対策については、県と協議の上、適切な措置・対応を行うこと。
3. 指定管理者は、本業務の履行にあたっては消防法に従い、各種規程を遵守すること。
4. **指定管理者は、防火管理者として従事した経験を有する者又は防火・防災業務に一定程度の知識を有する者を防火管理者に選任すること。**
5. 指定管理者は、管理権限を共有する防火対象物に対して、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、**次の「首里城公園における防災センター機能の役割分担の考え方」に基づき**別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記する。

首里城公園における防災センター機能の役割分担の考え方

6. **消防計画の作成にあたっては、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」（文化庁）、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（文化庁）、「国宝・重要文化財(建造物)等に対応した防火訓練マニュアル」（消防庁）を参照のこと。**
7. 指定管理者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、県に報告するものとする。
8. **首里城正殿等内について、正殿工事期間中であることから**常に安全上の観点から観察を行い、異常を確認した場合、速やかに対応し、必要に応じ、県に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
9. **指定管理者は、県及び消防局等と協議の上、過年度訓練等の反省点を踏まえた消防・避難訓練のシナリオを作成し、消防局、国及び国が発注した工事業者等と連携のもと実践的な訓練の実施に努める。訓練は以下の項目の達成を目的に実施するものとする。**
 - ①繁忙期等利用者数の多い状況においても、利用者の安全確保に向け速やかな避難誘導及び初動対応が実施できること。
 - ②夜間及び休場時等の少ない管理人員体制においても、建物保全を目標とする初動対応が実施できること。

<参考> 【管理運営仕様書】 首里城公園における防災センター機能の役割分担の考え方

※首里城公園における防災センター機能の役割分担の考え方

1. 公園内の防災センター機能の状況

首里城公園内には、現状は以下の防災センター機能が存在する（工事警備室は予定）。

- ① 奉神門管理事務室：城郭内エリアに位置する。
- ② 首里杜館（防災センター、中央監視室）：城郭外の県営公園エリアに位置する。
- ③ 公園管理センター：城郭外の県営公園エリアに位置する。
- ④ 正殿工事エリア内には、正殿の工事を行う事業者の防災センター機能である工事警備室が設けられる予定。

2. 役割分担の考え方

昼間と夜間では、公園利用者の有無や人員体制が異なるので、各防災センター機能の役割分担は昼間と夜間で異なってくる。このため、以下のように、昼間と夜間ごとに役割分担を整理した。

【昼間・夜間共通】

- ・感知器の作動から現場の確認、消防への通報（非火災/本火災）、初期消火は、一連の初動対応であり、各エリアで対応※1することを基本として、必要な人員を各エリアに配置する。
- ・他のエリアは、状況に応じて可能な範囲で、初期消火や避難誘導等の応援を行う。
- ・公園管理センターは、公園利用者の避難誘導や日常の防災対応※2など公園全体※3の防災対応を行う。

※1 各エリアで対応：城郭内で発災の場合は奉神門、城郭外で発災の場合は首里杜館がそれぞれ初動対応の指揮命令の拠点とし、状況に応じて、公園管理センターへ引き継ぐ。昼間は、公園内の各所に警備員等が配置されていることから、発災場所付近の警備員等が初期消火や避難誘導等を行う。

※2 日常の防災対応：自衛消防隊の整備・訓練、日々の防災警備・点検、関係機関との情報共有など

※3 公園全体：整備予定の中城御殿エリア、円覚寺エリア等については、今後、詳細を検討する。

【夜間】

- ・夜間は、奉神門で対応する者の役割が重要であり、現場の警備員・監視員等への指示や消防への通報、モニター監視等において迅速かつ的確な判断が求められる。初動対応の指揮・判断が可能な人員を城郭内に配置し、城郭内の体制強化を図る。

【昼間】

- ・昼間は、初期消火と避難誘導を同時に実施する必要があり、対応に適した人材は異なる。初期消火、避難誘導に必要な人員を踏まえ、各人へ求める役割や全体の配置を検討する。
- ・敷地特性から公園全体での避難誘導も重要であり、発災状況等に応じた判断が求められる。公園管理センターは、平常時・非常時ともに公園全体の状況把握・対応を担うものとする。

【その他（工事警備室の役割）】

- ・工事警備室が設けられた段階で、各防災センター機能は工事警備室との連携を図る。
- ・工事警備室は、工事エリアの初動対応の指揮命令の拠点として対応する。

3. 設備更新等に伴う上記考え方の変更の可能性

上記内容は、現状の設備を前提にした考え方であり、今後の設備更新や新たな設備の整備等に伴って変更が生じる可能性がある。

<参考> 【管理運営仕様書】安全管理、協議・調整等、その他の事項

沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区施設）管理運営仕様書 ※今回(R5.2.1～R8.3.31)

第4章 指定管理区域内の安全管理

第25条 災害時、異常時等の対応

8. 指定管理者は、事故や災害発生時等への対応のため、**第22条5.**に示す「**首里城公園における防災センター機能の役割分担の考え方**」に基づき、指定管理者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、県と協議する。

第5章 協議・調整等

第29条 その他の協議・報告等

指定管理者は、首里城正殿等の管理・運営等で必要な以下の協議を適切に行い、結果等については、県に対し、遅滞なく報告しなければならない。

- 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議
- 2) その他区域内施設の運営者との協議
- 3) 持込みイベント等の利用調整

4) 消防計画の作成及び消防・避難訓練の実施に向けた防災関係機関（消防局、警察署、保健所、病院等）との協議

第6章 その他の事項

第32条 本業務の再委託

指定管理者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

<本業務における主たる部分>

本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、展示解説、入場料金の徴収及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等（本業務の企画立案及びマネジメント）

- 1) ～7) 略

8) 指定管理者自らが、各防災拠点において業務にあたる再委託先の者が的確な行動を行えるよう、その者の育成教育にあたらなければならない。

第38条 指定期間満了にあたっての引継

1. 指定管理者は、指定期間が終了する場合、又は解除になる場合には、県の立会の下、県が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、引き続き指定管理者に指定され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

- 1) ～8) 略

- 9) その他

・ **防災計画（消防計画、危機管理マニュアル）**、救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録等
・ その他、遺失物等、通常実施すべき業務において、完了していない事項等、県が指示する事項

<参考> 【指定管理者募集要項】 業務実績に関する要件

第8 応募資格要件

2 業務実績に関する要件

申請者は、過去5年間において、同種業務の管理運営実績を有さなければならない。なお、共同企業体の場合は、代表団体又は構成団体のいずれか1者以上が同種の業務実績を有していればよいものとする。

指定管理者募集要項

今回(R5.2.1～R8.3.31)

従前(H31.2.1～R5.1.31)

同種業務とは

次の①及び②に該当する**施設**において、展示解説、普及啓発、入場料収受、利用者サービス、売店営業、広報宣伝・誘客営業活動及び利用促進企画、施設維持管理、安全衛生管理等多岐にわたる運営管理を一括して、業務間の調整を図りつつ総合的に行う業務

①観光・**文化**施設として活用している施設

②管理区域内の管理対象として歴史的木造建築物、復元木造建築物等がある施設

※同種業務：

以下の①～④すべてに該当する**城郭施設**において、外観復元建物保全・展示、調査研究、普及啓発、入場料収受、利用者サービス、売店営業、広報宣伝・誘客営業活動及び利用促進企画、施設維持管理、安全衛生管理等多岐にわたる運営管理を一括して、業務間の調整を図りつつ総合的に行う業務

①観光施設として活用している**城郭施設**

②管理対象として、歴史的建造物（復元含む）の一部、又は全部含む**城郭施設**

③管理エリア内の管理対象として歴史的木造建築物、復元木造建築物等がある施設

④歴史資料等の常設展示、企画展示、調査研究を実施している**城郭施設**